

# 一般消費者等の数の減少届について

※届出をされるにあたって、事前にご連絡ください。

	書類名	個人	法人	チェック
1	一般消費者等の数の減少届書(様式第16)	○	○	
2	別紙(保安業務にかかる事業所の名称及び所在地等)	○	○	
3	保安業務計画書(様式第13)	○	○	
4	保安業務資格者数及び機器数の算定	○	○	
5	保安業務資格者等一覧表	○	○	
6	免状の写し ※1	○	○	

※1 直近の認定申請又は認定更新申請から変更なければ不要です。

※ 保安業務規程の変更認可申請を事前に行ってください。

## [提出先]

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課消防保安室 保安担当(新館3F)

Tel : 0952-25-7027

FAX : 0952-25-7262

Mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

様式第16（第35条関係）

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

一般消費者等の数の減少届書

年 月 日

佐賀県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第33条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 認定の年月日及び認定番号

認定年月日  
認定番号

2 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分

3 減少した一般消費者等の数

別紙のとおり

4 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地

名 称  
所 在 地

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

【個人情報について】

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

詳しくは、佐賀県のホームページの「佐賀県個人情報保護方針」をご覧ください。

別紙

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地		2. 認定を受けようとする保安業務区分						3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数							
名称	所在地	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡

(注)1. 上記表中の2. 認定を受けようとする保安業務区分欄、3. 保安業務区分ごとの一般消費者等の数欄の「-」記号は認定を受けないことを示す。  
 2. 供給開始時点検・調査業務は、容器交換時等供給設備点検・定期供給設備点検・定期消費設備調査の3区分の認定を受けていれば、そのうち最小の消費者数までは、供給開始時点検・調査の認定を受けることなくその業務を行うことができる。(規則関係通達第29条(保安業務区分)関係による。次の3. も同じ)  
 3. 「緊急時対応」を行うことにつき法第29条第1項の認定を受けた保安機関の事業所が行う「緊急時対応」に係る一般消費者等の数が、その保安機関が法第29条第3項の規定により申請した一般消費者等の数より少ない場合、当該事業所は、同項の規定により申請した一般消費者等の数までは、新たに法第29条第1項の認定を受けることなく「緊急時連絡」の業務を行うことができる。

様式第13（第30条関係）

保 安 業 務 計 画 書

事業所の名称	
事業所の所在地	

保安業務区分	供給開始時点 検・調査	容器交換時等 供給設備 点検	定期供給設備 点検	定期消費設備 調査	周知	緊急時 対応	緊急時 連絡
一般消費者等の数							
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者 人 製造保安責任者 人 その他 人(業務主任者の代理者)						
調査員の数							
保安業務資格者及び調査員 以外の者であって保安業務 に従事する者							
年間実働日数又は 平均月間実働日数		日/月	日/年	日/年			
保安業務用 機器	自記圧力計	個					
	マンメータ	個					
	ガス検知器	個					
	漏えい検知液	個					
	緊急工具類	個					
	一酸化炭素測定器	個					
	ボーリングバー	個					
	(数字は次頁で計算した法定数)						
緊急時対応を行う場合に あってはその方法	出動手段	: 自動車 ・ 自転車					
	緊急時連絡受信方法	: 電話 ・ ファクシミリ その他(					
	集中監視システム導入	: 有 ・ 無					

(備考)1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 事業所ごとに記載すること。

## 保安業務資格者数及び保安業務用機器数の算定

事業所の名称 \_\_\_\_\_

事業所の所在地 佐賀県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番地

### 1. 保安業務資格者数の算定

(小数点第3位を切り上げ)

(1) 容器交換時等供給設備点検(告示第2条第1号表中ロによる算定)

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{月間稼働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業数} =$$

(2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査(告示第2条第2号表中イによる算定)

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間稼働日数}} \times \frac{1}{4} =$$

(3) 周知(告示第2条第2号表中ロによる算定)

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{40,000} =$$

(4) 緊急時対応(告示第2条第1号表中へによる算定)

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} =$$

(5) 保安業務資格者数

$$(1) + (2) + (3) + (4) = \quad + \quad + \quad + \quad =$$

切り上げて 人以上必要

2. 保安業務用機器数の算定

(小数点第3位を切り上げ)

(1) 容器交換時等供給設備点検

告示第3条第1項表中ロによる算定(告示第2条第1号表中ロによる算定に調査員・充てん作業者を加えた数)

【漏えい検知液・緊急工具類】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{100 \times \text{年間稼働日数}} - \text{調査員数} - \text{充てん作業者数} + \text{調査員数} + \text{充てん作業者数} =$$

(2) 定期供給設備点検及び定期消費設備調査

① 告示第3条第2項による算定(告示第2条第2号表中イによる算定)

【自記圧力計又はマンメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・ボーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20 \times \text{年間稼働日数}} \times \frac{1}{4} =$$

② 告示第3条第2項による算定(告示第2条第1号表中ニによる算定)

【一酸化炭素測定器】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{25 \times \text{年間稼働日数}} \times \frac{1}{4} =$$

(3) 緊急時対応

告示第3条第1項表中ホによる算定(告示第2条第1号表中ヘによる算定)

【自記圧力計又はマンメータ・ガス検知器・漏えい検知液・緊急工具類・一酸化炭素測定器・ボーリングバー】

$$\text{消費者戸数} \times \frac{1}{20,000} =$$

(4) 保安業務用機器数

自記圧力計	(2)①+(3)=	+	=	切り上げて	以上必要	
又はマンメータ						
ガス検知器	(2)①+(3)=	+	=	切り上げて	以上必要	
漏えい検知液	(1)+(2)①+(3)=	+	+	=	切り上げて	以上必要
緊急工具類	(1)+(2)①+(3)=	+	=	切り上げて	以上必要	
一酸化炭素測定器	(2)②+(3)=	+	=	切り上げて	以上必要	
ボーリングバー	(2)①+(3)=	+	=	切り上げて	以上必要	

